

藤田医科大学放射線障害予防規程

昭和51年規程第4号

施行 昭和51年5月20日

改正 令和7年3月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下、R I 法という）及び関連法令に基づき、藤田医科大学（以下、本学という）における放射性同位元素、放射性汚染物、放射性廃棄物及び放射線発生装置の取扱いに関して、放射線障害の発生を防止し、本学内外の安全の確保に寄与することを目的とする。

2. 本学における放射線障害の防止に関しては、R I 法に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。ただし、藤田医科大学病院における取扱いについては、藤田医科大学病院放射線障害予防規程（昭和51年規程第6号）の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学で放射性同位元素を取扱う者、管理区域に立ち入る者、及びそれらの者を管理監督する者に対して適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「放射性同位元素等」とは、放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物をいう。
- (2) 「放射化物」とは、放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物をいう。
- (3) 「放射線取扱等業務」とは、放射性同位元素等の取扱い（使用、保管、運搬及び廃棄）業務及び放射線発生装置の取扱い及び管理並びにこれらに付随する業務をいう。
- (4) 「放射線施設」とは、放射性同位元素等の使用施設、貯蔵施設、廃棄施設及び放射線発生装置の使用施設をいう。
- (5) 「放射線業務従事者」とは、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い及び管理並びにこれらに付随する業務のため、管理区域に立ち入る者をいう。
- (6) 「一時立入者」とは、放射線業務従事者以外の者で管理区域に立ち入る者をいう。
- (7) 「放射性汚染物」とは、放射性同位元素によって汚染された物又は放射化物をいう。

(改正)

第4条 この規程の改正は、理事会の決議による。

第2章 職務及び組織に関する事項

(総括者)

第5条 本学における放射性同位元素等及び放射線発生装置の管理、使用及び障害防止計画等に関する重要事項は、理事会の決議により決定する。

2. 藤田医科大学学長（以下、学長という）は、本学における放射線取扱等業務に関して安全管理上の最終的な責任を負うとともに、放射線取扱等業務を統括する。
3. 理事会及び学長は、放射線取扱主任者（以下、主任者という）が放射線障害防止のために行う意見具申を尊重しなければならない。
4. 主任者は、第7条に定める職務を担うとともに、放射線取扱等業務の監督責任を負う。

(放射線取扱主任者)

第6条 学校法人藤田学園理事長（以下、理事長という）は、放射線障害の発生の防止について、総括的な監督を行わせるため、R I 法に規定する有資格者の中から放射線取扱主任者を選任しなければならない。

2. 放射線取扱主任者は、オープンファシリティセンター長（以下、センター長という）が推薦し、第13条に定める放射線安全管理委員会が承認する。
3. 理事長は、前各項に基づき主任者を選任したときは、選任した日から30日以内にその旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。
4. 理事長は、選任した主任者に登録定期講習機関が実施する定期講習を選任後1年以内、その後は前回定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から3年以内（選任前1年以内に受講していた者は、前回定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から3年以内）に受講させなければならない。

(放射線取扱主任者)

第7条 主任者は、放射線障害の発生の防止に係る監督に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 放射線障害予防規程及び関連規程の制定及び改廃、管理
- (2) 放射線障害防止上の重要計画作成への参画
- (3) 法令に基づく申請、届出及び報告
- (4) 立入検査等の立合い
- (5) 異常及び事故の原因調査への参画
- (6) 理事長及びセンター長に対する意見の具申
- (7) 使用状況等、放射線施設、法定帳簿及び関係書類等の監査
- (8) 放射線業務従事者及び一時立入者（以下、業務従事者等という）に対する監督及び指導
- (9) 関係者への助言、勧告及び指示
- (10) 放射線安全管理委員会の開催の要求
- (11) 教育及び訓練の企画、立案及び実施
- (12) 危険時の措置等に関する対策への参画
- (13) 事故発生時の情報提供

(11) その他放射線障害防止に関する必要な事項

(放射線管理担当者)

第8条 学長は、放射線施設における安全管理実務を遂行させるため、放射線管理責任者の下に、放射線管理担当者（以下、管理担当者という）を置く。

2. 管理担当者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 放射線施設の管理に係る放射線の量の測定
- (2) 放射線施設の管理に係る表面汚染の測定
- (3) 放射性同位元素の排水、排気に係る測定
- (4) 管理区域に立ち入る者の放射線被ばく管理に係る測定
- (5) 放射線測定器の点検、校正計画の立案と実施
- (6) 放射線施設の巡視、点検及び自主検査
- (7) 放射線業務従事者に対する教育訓練計画の立案と実施
- (8) 前第1号から第7号までの業務に関する記録の作成と保管
- (9) 放射線測定器の保守及び管理
- (10) 関係法令に基づく届出等の事務手続き、その他関係官庁との連絡等事務的手続き
- (11) その他放射線障害を防止するために必要な措置

(使用責任者)

第9条 本学において放射線の取扱いを行う部門ごとに、それぞれ放射性同位元素の使用に関する責任者（以下、使用責任者という）を置く。

2. 使用責任者は、放射線の取扱いを行う部門の長をもって充てる。

3. 使用責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 次条に定める放射線業務従事者の管理監督
- (2) 放射性同位元素等に係る使用、保管、廃棄等に係る記録の作成及び主任者に対する提出
- (3) その他放射線障害防止のための必要な措置

(放射線業務従事者)

第10条 本学において放射線取扱等業務に従事する者であつて管理区域に立ち入る者は、この規程で定める教育訓練及び健康診断を受け、かつ主任者が認めた者でなければならない。

2. 放射線業務従事者に登録しようとする者は、あらかじめ使用責任者の許可を得て、主任者に申請しなければならない。

3. 放射線業務従事者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 放射線取扱等業務
- (2) 放射性同位元素（以下、R Iという）の受入れ、使用、保管、運搬、払出し、放射化物の使用、保管、運搬、払出し、及び放射線発生装置の使用に係る作業並びに帳簿の記帳
- (3) 放射線管理状況報告書の作成

- (4) 放射線施設の巡視、点検及び自主検査の実施
 - (5) 放射線業務の技術的事項の安全に係る業務
 - (6) 放射線障害防止に関わる業務の改善
 - (7) 災害時及び危険時における応急の措置
4. 放射線業務従事者は、主任者、使用責任者等の施設の管理監督を行う者（以下、管理者等という）が放射線障害防止のために行う命令又は指示に従わなければならない。

（施設管理責任者）

第11条 放射線施設の維持管理に関する責任者（以下、施設管理責任者という）は、法人本部施設部長とする。

（健康管理責任者）

第12条 業務従事者の健康診断の責任者（以下、健康管理責任者という）は、法人本部健康管理部長とする。

2. 健康管理責任者は、この規程で定めるところに従い、業務従事者の健康診断を実施しなければならない。

（放射線安全管理・取扱組織及び放射線安全管理委員会）

第13条 本学におけるR I及び放射線発生装置の取扱い及び放射線障害の発生の防止に関する業務は、別図第1図に示す組織により行う。

- 2. 理事長は、本学の放射線施設に関する安全管理事項及び放射線障害の防止に関する業務の改善等を協議するため、藤田医科大学放射線安全管理委員会（以下、放射線安全管理委員会という）を設置する。
- 3. 放射線安全管理委員会の委員長（以下、委員長という）はセンター長をもって充てる。
- 4. 放射線障害の防止に関する業務の改善の責任者は、委員長とする。
- 5. 放射線安全管理委員会の運営及び委員の員数、選出については、藤田医科大学放射線安全管理委員会規程（令和7年規程第5号）の定めるところによる。

第3章 放射線取扱主任者の代理者に関する事項

（放射線取扱主任者の代理者の選任及び解任）

第14条 理事長は、主任者が旅行、疾病、その他の事故等により、主任者の職務を行うことができない期間中に放射線取扱等業を行うときは、第一種放射線取扱主任者免状の所有者の中から主任者の代理者（以下、代理者という）を選任しなければならない。

- 2. 理事長は、前項の期間が30日以上となる場合は、代理者を選任した日から30日以内に原子力規制委員会に対し法37条第3項による届出を行わなければならない。
- 3. 理事長は、第1項の期間が終了したときは、代理者を解任する。なお、前項により選任の届出を行ったときは、解任した日から30日以内に原子力規制委員会へ法37条第3項による届出を行わなければならない。

(代理者の職務)

第15条 代理者は、前条第1項の期間中、第7条に規定する主任者の職務を代行しなければならない。

第4章 放射線施設の維持及び管理、並びに放射線施設の点検に関する事項

(管理区域)

第16条 管理区域とは、放射性同位元素等又は放射線発生装置を使用する区域において、外部放射線による線量が原子力規制委員会の定める実効線量（3月間に1.3ミリシーベルト）を超えるおそれのある場所で、原子力規制委員会に申請した区域をいう。

(管理区域の表示)

第17条 学長は、管理区域の境界等に、扉、柵、その他人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設け、かつ目につきやすい場所に標識及び放射線障害の防止のための注意事項を掲示しなければならない。

2. 学長は、管理区域の境界に、取扱いに係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者にその注意事項を遵守させなければならない。

(管理区域への立入制限)

第18条 次の各号に掲げる者のほかは、管理区域内に立ち入ってはならない。

- (1) 業務従事者
- (2) 管理区域に一時的に立ち入る者であつて、業務従事者でない者、例えば管理区域内の見学等を行う者

(管理区域に関する遵守事項)

第19条 管理区域に立入る者は、この規程及び放射線障害防止のための注意事項を遵守し、主任者等の管理者が放射線障害防止のために行う指示に従わなければならない。

2. 管理区域に立ち入る者は、前項のほか次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りすること
- (2) 管理区域に立ち入るときは、入退室管理システムへの記録、又は所定の用紙に必要事項を記録すること
- (3) 個人被ばく線量測定器を指定された位置に装着すること
- (4) 管理区域内において飲食、喫煙及び化粧等のR I を体内に取り込むおそれのある行為を行わないこと
- (5) 業務従事者等は、主任者等の管理者が、放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保安を確保するための指示に従うこと
- (6) 一時立入者は、主任者等の管理者又は放射線業務従事者が、放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保安を確保するための指示に従うこと
- (7) 一時立入者の入退室には、主任者等の管理者又は放射線業務従事者が立ち会い、

所定の用紙に必要事項が記載されているか立ち会い者が確認すること

3. 管理区域のうち、密封されていないR I（以下、非密封R Iという）を取り扱う管理区域に立ち入る者は、前項各号に掲げる遵守事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 専用の作業衣及びその他必要な保護具等を着用し、かつこれらの中のものを着用して、みだりに管理区域から退出しないこと
- (2) 非密封R Iを体内摂取したとき又はそのおそれのあるときは、直ちに管理区域責任者を経由して放射線管理責任者に連絡し、その指示に従うこと
- (3) 管理区域を退出するときは、人体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出された場合は、直ちに管理区域責任者を経由して放射線管理責任者に連絡するとともに、除染のための措置を取ること。なお、当該汚染の除去が困難な場合は、主任者に連絡し、その指示に従うこと

（放射線施設の維持管理に関する責任者）

第20条 放射線施設の維持管理及び修理は、法人本部施設部が行う。

（放射線施設の点検）

第21条 本学における放射線施設の点検は、施設管理責任者の指示に基づき、管理担当者が行う。

2. 点検を行う場所は、放射線施設及び管理区域とする。
3. 点検の項目、項目ごとの点検の頻度については、藤田医科大学放射線施設点検表（以下、点検表）に定める。
4. 管理担当者は、施設管理責任者及び主任者に対し、前項の点検の結果を速やかに報告しなければならない。
5. 前項の報告を受けた施設管理責任者は、点検の結果が異常を認めるものであったときは、その旨を主任者及び委員長に通報し、その指示に従い修理、必要に応じ施設部長に修理を依頼する等適切な措置を講じなければならない。
6. 施設管理責任者は、前項の修理等必要な措置を終えたときは、その結果を取りまとめて、主任者及び放射線安全委員長に対し報告しなければならない。

第5章 放射性同位元素の使用に関する事項

（非密封R Iの使用）

第22条 非密封R Iの使用は、放射線業務従事者が行い、使用に当たっては次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) R Iの使用は、作業室において行い、許可使用数量を超えないこと
- (2) 給排気設備が正常に作動していることを確認すること
- (3) 吸収材、受け皿の使用等汚染の防止に必要な措置をすること
- (4) 作業室内で飲食及び喫煙及び化粧等のR Iを体内に取り込むおそれのある行為を行わないこと

- (5) 実験操作は、できるだけ R I との距離をとり又は適切な遮蔽物を用い、かつ操作を手際よく行うことにより無用の被ばくを避けること
- (6) 作業室においては、作業衣、保護具等を着用して作業すること。また、これらを着用してみだりに管理区域から退出しないこと
- (7) 作業室から退出するときは、人体及び作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の表面の R I による汚染を検査し、汚染が確認された場合は、汚染の除去を行うこと
- (8) 作業室から器具等を持ち出すときは、表面汚染の有無を検査し、表面密度限度の 10 分の 1 以下であることを確認の上持ち出すこと
- (9) R I の容器及び使用場所には所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、注意事項を明示する等事故の防止のための措置を講ずること
- (10) R I を多量にこぼしたときやその他放射線障害を受けるおそれのある不測の事故が発生したときは、直ちに同室の作業者及び取扱責任者又は主任者に報告し、指示に従うこと

第6章 R I の受入れ、保管、運搬、廃棄、払出し及び放射化物の保管、運搬、廃棄、払出しに関する事項

(受入れ、払出し、保管、運搬又は廃棄に関する責任者)

第23条 受入れ、払出し、保管、運搬又は廃棄に関する責任者は、第9条に定める使用責任者とする。

(R I の受入れ及び払出し)

第24条 放射線業務従事者は、R I の受入れ、払出し及び放射化物の払出しにあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) あらかじめ所定の書面により、主任者の承認を得て行うこと
 - (2) 受入れ、払出しは放射線業務従事者自らが行うこと
 - (3) R I の受入れ、払出し及び放射化物の払出しを確認し、記録すること
2. 放射性同位元素等の払出しは、廃棄業者にこれを引き渡すことにより行い、引き渡し作業は主任者の管理下で放射線業務従事者が行わなければならない。
3. 放射性同位元素等の払出しが予期される又は発生した場合は、主任者は、適宜、藤田医科大学放射線障害予防規程内規（昭和51年規程第5号。以下、内規という）に定める団体に委託廃棄の依頼を行う。

(R I の保管)

第25条 R I の保管は、放射線業務従事者が行い、保管に当たっては次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) R I は容器に入れ、かつ貯蔵箱において保管すること
- (2) 貯蔵施設には、その貯藏能力を超えて R I を貯蔵しないこと
- (3) 空気を汚染するおそれのある R I を保管する場合は、貯蔵施設内の人が呼吸する

空気中のR Iの濃度は、空気中濃度限度を超えないようにすること

- (4) 貯蔵施設内で飲食及び喫煙を行わないこと
- (5) 貯蔵施設内の人人が触れる物の表面のR Iの密度は、次の措置を講ずることにより表面密度限度を超えないようすること
 - ア. 液体状のR Iは、液体がこぼれにくい構造であり、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いた容器に入れること
 - イ. 液体状又は固体状のR Iを入れた容器で、き裂、破損等の事故の生ずるおそれのあるものについては、受け皿、吸収材その他の施設又は器具を用いることにより、R Iによる汚染の広がりを防止すること
- (6) 放射性汚染物で、その表面のR Iの密度が4ベクレル毎平方センチメートルを超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと

(管理区域内における運搬)

第26条 事業所内における放射性同位元素等の運搬は、主任者の指示のもと、放射線業務従事者が行わなければならない。

2. 前項の場合において、放射線業務従事者は、危険物との混載の禁止、転倒、転落等の防止、被ばくの防止等の保安上必要な措置を講じなければならない。

(学内における運搬)

第27条 学内（管理区域を除く）において放射性同位元素等を運搬するときは、前条第2項に規定する措置に加えて、次の各号に掲げる措置を講じるとともに、あらかじめ主任者及び放射線安全委員長の承認を受け、学長に報告しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等を収納した輸送容器は、振動等により亀裂、破損等のおそれのないようにすること
- (2) 線量率については、運搬物の表面において2ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、運搬物の表面から1メートル離れた位置において100マイクロシーベルト毎時を超えないようにすること
- (3) 運搬の際には、関係者以外の者の被ばくを防止する措置を講じること
- (4) 車両で運搬する場合は、徐行し、必要な場合は伴走車を配置すること
- (5) 運搬時には放射線防護に十分な知識を有する者を同行させ、保安の確保に努めること
- (6) 車両及び輸送容器表面に所定の標識をつけること
- (7) その他関係法令に基づき運搬を実施すること

(学外における運搬)

第28条 学外における運搬は原則として行わない。ただし、運搬の必要が生じた場合は、専門の事業者にこれを委託する。

(放射性同位元素等の廃棄)

第29条 放射性同位元素等の廃棄は放射線業務従事者が行い、次の各号に掲げる事項を遵

守しなければならない。

- (1) 固体状の放射性汚染物は難燃物、不燃物、可燃物及び非圧縮性不燃物に区別し、それぞれ専用の廃棄物容器に封入し、保管廃棄施設に保管廃棄したのち、内規に定める団体に廃棄を依頼すること
 - (2) 液体状の放射性汚染物は所定の濃度レベルに分類し、保管廃棄又は排水施設により、排水口における排水中のR Iの濃度を濃度限度以下とし排水すること
 - (3) 気体状の放射性汚染物は、排気口における排気中のR Iの濃度を濃度限度以下とし排気すること
2. 放射線業務従事者は、放射性同位元素等の廃棄を行ったときは、第38条に規定する帳簿に必要な事項を記録しなければならない。

第7章 放射線の量の測定及びその測定結果についての措置に関する事項

(放射線測定器の保守)

- 第30条 放射線管理担当者は、安全管理に係る放射線測定器について、常に正常な機能を維持するように保守及び点検を行い、測定の信頼性を確保しなければならない。
2. 放射線管理担当者は、放射線測定器の点検及び校正を1年ごとに適切に組み合わせて行わなければならない。
 3. 前各項に定める事項のほか、放射線測定器の点検及び校正の方法及び組み合わせ、その他測定の信頼性を確保するために必要な事項は、内規に定める。

(放射線施設等における場所の測定と記録)

- 第31条 放射線管理担当者は、放射線施設等において放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量の測定を行い、その結果を評価し、記録しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算することによってこれらの値を算出し、評価を行うものとする。
2. 放射線の場所の測定は、放射線測定器を用いて1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について行わなければならない。ただし、70マイクロメートル線量当量率が1センチメートル線量当量率の10倍を超えるおそれのある場所又は70マイクロメートル線量当量が1センチメートル線量当量の10倍を超えるおそれのある場所においては、それぞれ70マイクロメートル線量当量率又は70マイクロメートル線量当量について行わなければならない。
 3. 放射性同位元素等の取扱施設の測定は、次の各号に掲げる場所について、取扱を開始する前にあっては1回、取扱を開始した後にあっては、1月を超えない期間ごとに1回行わなければならない。
 - (1) 使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の指定された場所
 - (2) 管理区域の境界の指定された場所
 - (3) 事業所内において人が居住する区域の指定された場所
 - (4) 事業所の境界の指定された場所
 4. 放射性同位元素等の汚染状況の測定は、次の各号に掲げる場所について、取扱を開始

する前にあっては1回、取扱を開始した後にあっては、1月を超えない期間ごとに1回行わなければならない。

- (1) 作業室、汚染検査室、排気設備、排水設備の指定された場所
- (2) 管理区域の境界の指定された場所

5. 放射線発生装置使用施設の測定は、次の各号に掲げる場所について、作業を開始する前にあっては1回、作業を開始した後にあっては、6月を超えない期間ごとに1回行わなければならない。

- (1) 使用施設の指定された場所
- (2) 管理区域の境界の指定された場所
- (3) 事業所内において人が居住する区域の指定された場所
- (4) 事業所の境界の指定された場所

6. 測定結果は、測定の都度次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- (1) 測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあっては、測定年月日）
- (2) 測定箇所
- (3) 測定をした者の氏名（測定した者の氏名を記録しなくとも測定の適正な実施確保できる場合にあっては、名称）
- (4) 放射線測定器の種類及び型式
- (5) 測定方法
- (6) 測定結果

7. 前項において測定結果の記録は主任者に提示し、その後、放射線管理責任者が5年間保存する。なお、保管場所については、点検要領の定めるところによる。

（被ばく線量の測定、記録及び保存）

第32条 放射線管理担当者は、管理区域に立ち入る者に対して、適切な放射線測定器を用いて、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出する。

- (1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行う。
- (2) 胸部、女子にあっては腹部（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者等に書面で申し出た者を除く。）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定する。
- (3) 前号のほか頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部から成る部分（女子にあっては腹部及び大たい部からなる部分）以外の部分である場合は当該部位についても測定する。
- (4) 人体部位のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外である場合は第2号に掲げる部位及び第3号に掲げる部位のほか当該部位についても70マイクロメートル線量当量を測定する。
- (5) 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、第2号から第4号に掲げる部位の測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位について3ミリメートル線量

当量を測定することにより行うことができる。

- (6) 測定は管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行う。ただし、一時立入者については、外部被ばくが実効線量について100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行う。
- (7) 測定結果は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間（本人の申し出等により使用者等が妊娠の事実を知ることとなった女子は毎月1日を始期とする1月間）及び4月1日を始期とする1年間について集計し、集計の都度次の事項について記録する。
- ア. 測定対象者の氏名
イ. 測定をした者の氏名（測定した者の氏名を記録しなくとも測定の適正な実施確保できる場合にあっては、名称）
ウ. 放射線測定器の種類及び型式
エ. 測定方法
オ. 測定部位及び測定結果
- (8) 前号の測定結果から、実効線量及び等価線量を4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間（本人の申し出等により使用者等が妊娠の事実を知ることとなった女子は毎月1日を始期とする1月間）及び4月1日を始期とする1年間について算定し、算定の都度次の項目について記録する。
- ア. 算定期年月日
イ. 対象者の氏名
ウ. 算定した者の氏名（算定した者の氏名を記録しなくとも測定の適正な実施確保できる場合にあっては、名称）
エ. 算定期対象期間
オ. 実効線量
カ. 等価線量及び組織名
- (9) 実効線量の算定期の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む5年間の累積実効線量を当該期間について、毎年度集計し、次の項目を記録する。
- ア. 集計年月日
イ. 対象者の氏名
ウ. 集計した者の氏名（集計した者の氏名を記録しなくとも集計の適正な実施確保できる場合にあっては、名称）
エ. 集計対象期間
オ. 累積実効線量
- (10) 前項の規定は、第8号の規定により算定期する等価線量のうち、眼の水晶体に係るものについて準用する。ただし、「実効線量」を「眼の水晶体の等価線量」に、「累積実効線量」を「眼の水晶体の累積等価線量」に読み替える。
- (11) 放射線管理責任者は、第7号から第9号までに掲げる記録を主任者に提示後、永久保存し、記録の都度対象者に対してその写しを交付する。ただし、当該記録の対象者が本学の従業者でなくなった場合又は当該記録を5年間保存した後において

て、これを原子力規制委員会が指定する機関（公益財団法人放射線影響協会放射線業務従事者中央登録センター）に引き渡すときは、この限りでない。

第8章 教育及び訓練

(教育及び訓練に関する責任者)

第33条 放射線安全管理委員長は、管理区域に立ちに入る者及び放射性同位元素等の取扱等業務に従事する者に対し、この規程の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

2. 放射線業務従事者に対する教育及び訓練は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 実施時期は次のとおりとする。

ア. 初めて管理区域に入る前

イ. 管理区域に立ち入った後にあっては、前回の教育訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始日から1年以内

(2) 前号ア及びイについては、業務の実態に合わせて次に掲げる項目及び時間数以上を実施する。

ア. 放射線の人体に与える影響 30分

イ. 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱 1時間

ウ. 放射線障害の防止に関する法令及びこの規程 30分

エ. その他放射線障害防止に関し必要な事項 適宜

3. 一時立入者に対する教育及び訓練は、当該者が立ち入る放射線施設において放射線障害の発生を防止するために必要な事項について実施する。

4. 学外の研修会や他の放射性同位元素使用施設等で教育及び訓練を受講した者は、その証明証等を提出することにより、主任者が第2項及び第3項の基準を充たすと認める場合は、教育及び訓練として扱うことができる。

5. 第2項及び第3項の規定にかかわらず、第2項第2号及び第3項に掲げる実施項目の一部又は全部に関して、主任者が十分な知識及び技能を有していると認めた者に対しては、当該項目又は事項について教育及び訓練の一部を省略することができる。なお、確認の方法については、内規に定める。

6. 管理区域に立ちに入る者及び放射性同位元素等の放射線取扱等業務に従事する者が休職、特別休暇、育児休暇、介護休暇等の長期休暇を取得していることにより、管理区域に立ち入った後又は取扱等業務の開始後にあって1年を超える場合における教育及び訓練の取扱いについては、内規に定める。

第9章 健康診断に関する事項

(健康診断)

第34条 健康管理責任者は、放射線業務従事者に対し、法令の定めるところにより健康診断を行わなければならない。

(健康診断の方法と記録)

第35条 健康診断は、管理区域に初めて立ち入る前、及び立ち入った後は1年を超えない期間ごとに行う。

2. 前項の規定にかかわらず、放射線業務従事者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その者につき健康診断を行わなければならない。

- (1) RIを誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき
- (2) RIにより表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき
- (3) RIにより皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき
- (4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばく、又は被ばくしたおそれのあるとき
- (5) その他主任者又は医師が必要と認めたとき

3. 健康診断の方法は、問診及び検査又は検診とする。

4. 管理区域に初めて立ち入る者に対する問診は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 放射線の被ばく歴（100万電子ボルト未満のエネルギーの電子線及びエックス線による被ばくを含む）の有無
- (2) 被ばく歴を有する者については次に掲げる項目
 - ア. 作業の場所
 - イ. 内容
 - ウ. 期間
 - エ. 線量
 - オ. 放射線障害の有無
 - カ. その他放射線による被ばくの状況

5. 検査又は検診は、次の各号に掲げる部位及び項目について行うものとする。ただし、第1号から第3号までに掲げる部位又は項目（初めて管理区域に立ち入る前の健康診断にあっては、第1号及び第2号に掲げる部位又は項目を除く）については、医師が必要と認める場合に行う。

- (1) 末梢血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
- (2) 皮膚
- (3) 眼

6. 健康診断を行おうとする日の属する年の前年1年間に眼の水晶体に受けた等価線量が20ミリシーベルトを超えており、かつ、当該健康診断を行おうとする日の属する年の1年間に眼の水晶体に受けた等価線量が20ミリシーベルトを超えるおそれのある者に対しては、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第56条第1項第4号に基づく白内障に関する眼の検査を実施する。

7. 健康管理責任者は、対象者に対し、次の各号に掲げる項目について健康診断の結果をその都度記録し、健康診断を受けた者に対し記録の写しを交付する。なお、書面による記録の写しに代えて、当該記録を電磁気的方法により交付することができる。

- (1) 実施年月日

- (2) 対象者の氏名
 - (3) 健康診断を行った医師名
 - (4) 健康診断の結果
 - (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置
8. 健康管理責任者は、健康診断の結果を主任者に提示後、永久保存する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではない。
- (1) 健康診断を受けた者が本学の従業者でなくなった場合
 - (2) 当該記録を5年以上保存した場合において、これを公益財団法人放射線影響協会に引き渡した場合

第10章 保健上必要な措置に関する事項

(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

- 第36条 放射線使用責任者は、放射線業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、医師又は主任者の意見に基づき、管理区域への立ち入り時間の短縮、立入禁止、放射線に被ばくするおそれの少ない業務への配置転換等の措置を講じ、必要な保健指導を行わなければならない。
2. 放射線使用責任者は、過度の被ばくにより放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者に対しては、速やかに診断治療を受けさせるとともに、放射線安全管理委員会及び主任者にその結果を報告しなければならない。
3. 放射線安全管理委員長は、前項の報告につき、放射線障害の原因を調査して適切な措置を講じ、センター長及び学長を経由して理事長に対し報告しなければならない。

第11章 記帳及び保存に関する事項

(記帳)

- 第37条 管理担当者は、R I の受入れ、使用、保管、運搬、払出し、廃棄、放射化物の使用、保管、運搬、払出し、放射線発生装置の使用、放射線施設の点検に係る帳簿、放射線管理担当者は教育及び訓練に係る帳簿、放射線測定器の点検又は校正の帳簿を作成し、毎年3月31日又は廃止日等に閉鎖し、放射線使用責任者及び放射線管理責任者を経由してこれを主任者に提示しなければならない。

2. 前項の帳簿に記載すべき項目は次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 受入れ
 - ア. R I の種類及び数量
 - イ. R I の受入れ年月日及びその相手方の氏名又は名称
 - (2) 使用
 - ア. 放射性同位元素等の種類及び数量
 - イ. 放射線発生装置の種類及び型式
 - ウ. 放射性同位元素等又は放射線発生装置の使用の年月日、目的、方法及び場所
 - エ. 放射性同位元素等又は放射線発生装置の使用に従事する者の氏名

(3) 保管

- ア. 放射性同位元素等の種類及び数量
- イ. 放射性同位元素等の保管の期間、方法及び場所
- ウ. 放射性同位元素等の保管に従事する者の氏名

(4) 運搬

- ア. 事業所外における放射性同位元素等の運搬の年月日及び方法
- イ. 運搬の荷受人又は荷送人の氏名又は名称
- ウ. 運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名もしくは名称

(5) 扱出し

- ア. 放射性同位元素等の種類及び数量
- イ. 放射性同位元素等の扱出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称

(6) 廃棄

- ア. 放射性同位元素等の種類及び数量
- イ. 放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所
- ウ. 放射性同位元素等の廃棄に従事する者の氏名

(7) 教育及び訓練

- ア. 放射線施設に立ち入る者の教育及び訓練の実施年月日
- イ. 教育及び訓練の項目
- ウ. 教育及び訓練の各項目の時間数（初めて管理区域に立ち入る前又は放射線取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練に限る）
- エ. 教育及び訓練を受けた者の氏名

(8) 放射線施設の点検

- ア. 点検の実施年月日
- イ. 点検の結果及び当該結果に伴う措置の内容
- ウ. 点検を行った者の氏名

(9) 放射線測定器の点検又は校正

- ア. 点検又は校正の年月日
- イ. 放射線測定器の種類及び型式
- ウ. 点検又は校正の方法
- エ. ウ号の結果に伴う措置の内容
- オ. 点検又は校正を行った者の氏名（点検又は校正を行った者の氏名を記載してなくても点検又は校正の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称）

3. 第1項に定める帳簿は、閉鎖後5年間保存しなければならない。なお、保管場所は、内規の定めるところによる。

第12章 地震、火災その他災害が生じた場合の措置に関する事項

（災害時の措置）

第38条 放射線業務従事者は、本学の地域において次の各号に掲げる大規模自然災害が発生し、当該各号に掲げる規模であるときは、第21条第3項に基づく点検表について施設

点検を行い、その結果を記録するとともに内規に定める災害時の連絡体制に従って主任者を経て学長に対し、報告しなければならない。

- (1) 地震 最寄りの震度観測点（豊明市沓掛町）で震度5強以上
 - (2) 風水害 所在する市町村で風水害による家屋全壊（住宅流出又は1階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊の場合）
2. 放射線業務従事者は、次の各号に掲げる火災が生じたときは、鎮火後直ちに第21条第3項に基づく点検項目について施設点検を行い、その結果を記録するとともに内規に定める災害時の連絡体制に従って主任者を経て学長に対し、報告しなければならない。
- (1) 管理区域において火災が発生した場合
 - (2) 学内の管理区域外の火災で管理区域内のR I又はその収納容器に延焼する可能性のある場合（学内運搬中の場合を含む）
3. 前項の連絡を受けた主任者は、直ちに原子力規制委員会へ電話連絡及びFAXにより状況を報告しなくてはならない。
4. 主任者は、第1項又は第2項の点検の結果によりR I法第33条第1項の措置が必要であると判断した場合は、第46条に規定する原子力規制委員会に対する事故等の報告を行う。

第13章 危険時の措置に関する事項

（応急措置を講ずることを判断する責任者及び対応する組織）

第39条 事故等の通報を受けた主任者は、必要な応急の措置を講ずることを判断するとともに、状況についてセンター長に報告する。

2. センター長は、必要な応急措置を講じなければならない。

（講すべき措置及び実施する責任者）

第40条 放射線業務従事者は、その所持する放射性同位元素に関し、放射線障害の発生するおそれのある場合、又は放射線障害の発生した場合は、直ちに次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

- (1) 放射線施設に火災が生じ又はこれに延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、消防署に通報すること
- (2) 放射線障害を防止するため必要がある場合は、放射線施設の内部にいる者又はこの附近にいる者に避難するよう警告すること
- (3) 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難させる等の措置を講ずること
- (4) R Iによる汚染が生じた場合には、速やかに、その広がりの防止及び除去を行うこと
- (5) 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じてこれを安全な場所へ移し、その場所の周囲に縄を張り、標識等を設け、かつ見張人をつけることにより、関係者以外の者が立ち入らないようにすること
- (6) その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

- (7) 緊急作業を行う場合に、遮蔽具、かん子又は保護具等を使用すること等により緊急作業に従事する者の線量をできる限り少なくすること。
 - (8) 前各号に掲げる事態が発生した場合は、主任者等の管理者に通報し、その指示に従うこと
2. 危険時の応急措置等の緊急作業に従事するものは、主任者、管理担当者及び放射線業務従事者（妊娠可能な女子を除く）とする。

(危険時の措置)

第41条 放射線施設（事業所内運搬中の収納容器を含む）に前条の第1項又は第2項に記載される事象が発生したことにより、放射線障害が発生又は放射線障害のおそれがある場合、直ちに次の各号に定められた応急措置等を講じる。

- (1) 付近にいる者に対して避難するように警告する。
 - (2) 可能な範囲で被害の拡大防止に努める。
2. 学長は、前項の連絡を受けてその状況から放射線障害の発生、放射線障害のおそれがあると判断したときは、直ちに放射線安全委員長に関する所轄の警察署、消防署又は労働基準監督所等に対する通報及び原子力規制委員会に対する第46条に定める報告をさせ、速やかに応急の措置の組織となる放射線障害緊急対策本部を組織するとともに、応急措置の責任者となる緊急対策本部長の任に就き対応に当たる。
3. 主任者は、緊急対策本部を通じ第1項第1号及び第2号に定める応急措置の追加支援及び次項に定める緊急措置について職員に指示し、放射線障害の発生の防止に努めなければならない。
4. 前項の指示を受けた職員は、前項の指示及び内規に定められた手順に従い避難警告、放射性同位元素の隔離などの措置を講じなければならない。
5. 主任者は、緊急作業が必要な場合は業務従事者等（妊娠可能な女子を除く）の中から緊急作業従事者を任命し、個人線量計、被ばく防止のための防護具等を装備させて、作業を行わせなければならない。
6. 主任者は、応急の措置を講じた者、周囲にいた者又は緊急作業者が、法令で定めた数値を超える被ばくをした場合又は被ばくをしたおそれがある場合、直ちにこれらの者に対して健康診断を実施し、その後の経過を観察しなければならない。

(情報提供をする組織及び責任者)

第42条 放射線障害の発生のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供者（以下、情報提供責任者等という）は、委員長をもって充てる。

(事故等の状況及び被害の程度等外部に対し提供する情報の内容)

第43条 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合に外部に提供する情報の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事故の発生日時及び発生場所
- (2) 汚染状況等による事業所外への影響
- (3) 事故の発生場所で取り扱っている放射性同位元素等の種類、性状及び数量

- (4) 応急の措置の内容
 - (5) 放射線測定器による放射線の量の測定結果
 - (6) 事故の原因及び再発防止策
 - (7) その他必要とする情報
2. 提供する情報は、放射線安全管理委員会の協議を経て決定し、放射線安全管理委員長が学長を経由して情報提供を実施する。
3. 緊急を要する場合は、主任者の判断で放射線安全管理委員会の協議を経ずに学長を経由して情報提供を実施することができる。

(外部に情報を提供する方法及び外部からの問合わせに対応する方法)

第44条 学長は、前条各号に掲げる情報を外部に提供するときは、本学ホームページに掲載するほか適切と認める方法で行う。

2. 情報提供責任者は、前項の事態が発生したときは、研究支援部研究支援課に問合せ窓口を設置するとともに、広報部と協議の上、情報提供の体制、役割等を決定する。

第14章 放射線管理の状況の報告に関する事項

(事故等の報告)

第45条 次の各号に掲げるいづれかの事態を発見した者は、内規に定める手順に従って、直ちに主任者等の管理者に報告しなければならない。

- (1) R I の盗難又は所在不明が発生したとき
 - (2) 次の線量が線量限度を超えるおそれのあるとき
 - ア. 使用施設内の人人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量
 - イ. 事業所境界及び事業所内の人人が居住する区域並びに最寄りの病室における線量
 - (3) 気体状のR I を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、原子力規制委員会が定める濃度限度又は線量限度を超えたとき
 - (4) 液体状のR I を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、原子力規制委員会が定める濃度限度又は線量限度を超えたとき
 - (5) 使用その他取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超える、又は超えるおそれのあるとき
 - ア. 放射線業務従事者：5.0ミリシーベルト
 - イ. 放射線業務従事者以外の者：0.5ミリシーベルト
 - (6) 放射線業務従事者に実効線量限度もしくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくが発生したとき
 - (7) 前各号のほか放射線障害が発生し、又は発生するおそれのあるとき
2. 主任者等の管理者は前項に定める報告を受けた場合、探査、原因究明等により放射線障害の拡大防止に努め、直ちに学長を経由して理事長に対し、報告しなければならない。
3. 理事長は、第1項に定める報告を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及び当該

状況に対する措置を10日以内に、それぞれ原子力規制委員会に対し、報告しなければならない。

(定期報告の提出)

- 第46条 管理担当者は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間について、当該期間の経過後速やかに放射線管理状況報告書を作成し、放射線安全管理委員会及び主任者の審査を受けた後、センター長及び学長を経由して、理事長に対し提出しなければならない。
2. 理事長は、原子力規制委員会に対し、前項に定める放射線管理状況報告書を当該期間の経過後3月以内に提出しなければならない。

第15章 業務改善に関する事項

(放射線障害の防止に関する業務の改善)

- 第47条 放射線障害の防止に関する業務の改善に取り組む組織を放射線安全管理委員会とする。
2. 放射線障害の防止に関する業務の改善の責任者は、放射線安全委員長をもって充てる。
3. この規程及び内規の変更に際しては、本学の関係部署と協議の上、放射線安全管理委員会の審議を要する。
4. 放射線安全委員長は、前各項に定める業務の改善について、内容の評価及び改善措置の記録を行うものとする。

附則

1. この規程は、放射線業務従事者の目につきやすい場所に常時掲示しておく。
2. この規程は、昭和51年5月20日から施行する。
3. 昭和57年3月31日一部改正
4. 昭和57年8月1日一部改正
5. 昭和60年7月30日一部改正
6. 平成元年4月1日一部改正
7. 平成2年1月8日一部改正
8. 平成3年5月1日一部改正
9. 平成4年8月1日一部改正
10. 平成8年6月10日一部改正
11. 平成13年4月1日一部改正
12. 平成15年10月14日一部改正
13. 平成17年6月27日一部改正
14. 平成20年4月1日一部改正
15. 平成22年4月1日一部改正
16. 平成23年8月1日一部改正

17. 平成30年10月10日一部改正
18. 令和元年5月13日一部改正
19. 令和3年6月30日一部改正
20. 令和5年10月1日一部改正
21. 令和7年3月1日一部改正